

放課後児童クラブの利用時間延長について（案）

1 利用時間延長の背景及び経緯について

公設の放課後児童クラブは、13クラブ（直営1ヶ所・2クラブ、指定管理11ヶ所・11クラブ）で、利用時間を午後6時30分までとしている。

令和4年8月、放課後児童クラブにアンケートを行った結果、利用時間の延長について、利用する児童の保護者からは、2館で3件の要望があった。

また、近隣市町村の放課後児童クラブの利用時間は、概ね午後7時頃までとしている。

2 利用時間延長の理由について

子育て家庭の保護者が安心して働くことができる環境を整備することなどを目的として、放課後児童クラブについて、保護者の更なる利便性の向上を図るため、現行午後6時30分までとしている利用時間を延長できるようにする。

3 利用時間延長の実施について

延長する利用時間の設定、延長分の利用料負担の有無について決定する必要がある。

4 利用時間延長の実施にあたり必要な対応について

市	放課後児童クラブ（指定管理者）
①延長分の人件費 ②延長分の利用者の管理等 ③愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正	①延長分の放課後児童支援員等の確保 ②延長分の児童の日数集計

5 現在の利用料について

区分	利用料
月額	6,000円(8月のみ9,000円)
春休み(4月)	3,000円
夏休み	12,000円
冬休み	3,000円
春休み(3月)	3,000円

6 近隣市町村の状況について

市町村名	利用終了時間	延長分の利用料加算
津島市	午後7時	なし
弥富市	午後6時30分	なし
あま市	午後7時	午後6時30分から午後7時まで 日額100円
蟹江町	午後7時	午後6時から午後7時まで 日額100円
飛島村	午後6時30分	なし
大治町	午後7時	午後6時から午後7時まで 月額3,000円
一宮市	午後7時	なし
稲沢市	午後7時15分	なし
清須市	午後7時	午後6時から午後7時まで 日額100円
北名古屋市	午後7時30分	なし